

平成 29 年 1 月 17 日

総合政策局運輸審議会審理室

## 札幌市からの軌道の旅客運賃の変更認可申請事案に関する答申について

平成 28 年 11 月 10 日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、認可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に規定する審議会であり、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下の URL で公表しています。

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00\\_sg\\_000021.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html)

事案の種類	軌道の旅客運賃の変更の認可
申請事業者	札幌市
事案の内容	1. 普通旅客運賃 現行の 170 円を上限とする均一制運賃を、 200 円を上限とする均一制運賃に変更する。 2. 定期旅客運賃（1 か月） 現行運賃を、通勤定期旅客運賃については 6.5%、 通学定期旅客運賃については 9.7% 引き上げた額を上限とする運賃に変更する。
運輸審議会答申	認可することが適当である。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]  
総合政策局 運輸審議会審理室 川崎、木村、近藤  
(代表) 03-5253-8111 (内線 53515)、  
(直通) 03-5253-8810、(FAX) 03-5253-1676

[軌道の旅客運賃の変更認可に関する問合せ先]  
鉄道局 鉄道サービス政策室 宮田、小林、佐藤  
(代表) 03-5253-8111 (内線 40634)、  
(直通) 03-5253-8543、(FAX) 03-5253-1633